平成２１年（フ）第３８５号
埼玉県大里郡寄居町赤浜2786―12、住民票上の住所埼玉県秩父市大野原277番地９
債務者　松本　　仁
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５１１号
埼玉県熊谷市小江川2017番地１　レジデンス協和204
債務者　三浦　武則
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６４１号
新潟市北区松浜みなと40番41号、前住所新潟市北区松浜新町33番15号
債務者　青田　季世（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０８号
新潟県三条市直江町２丁目７番53号
債務者　渡邉　敬一
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１４号
新潟県三条市西本成寺１丁目18番48号
債務者　小林　洋子
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６５号
北海道三笠市幾春別川向町87番地
債務者　池田　貞則
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１８号
北海道三笠市唐松千代田町１丁目161番地Ｑ２－４
債務者　鈴木　正己
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第７３５号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀81番地の３
債務者　本郷　伸一
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８１号
神奈川県平塚市万田493番地　市営万田貝塚住宅１―312号
債務者　藤丸　節子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９６号
神奈川県小田原市栄町２丁目６番14号
債務者　田中　圭三
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８０２号
神奈川県伊勢原市下糟屋2351番地の４　ハイツクレールⅡ101号、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市浜見平４番６―403号
債務者　松原　典子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８０７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1691番地
債務者　中村　　博
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２４５４号
愛知県北名古屋市九之坪梅田62番地　マンション梅田３Ｃ号
債務者　加田　　覚
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３６号
名古屋市緑区鳴子町４丁目２番地　鳴子第２住宅512号
債務者　河合　雪子
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３８号
愛知県北名古屋市熊之庄細長105番地　熊之庄ハイツ105号
債務者　喫茶マリーンこと居酒屋三筋こと　日高マリ子
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３９号
愛知県北名古屋市熊之庄細長105番地　熊之庄ハイツ105号
債務者　水野　克己
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１２号
愛知県日進市米野木町北山１番地381
債務者　小松　正義
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部